

事務連絡
令和元年 5 月 22 日

文書法制課長 様

障害福祉課長

障害者施設等通所交通費助成の未払いについて（報告）

障害者施設等通所交通費助成は、社会福祉施設等に通所をする障害者を対象として、居所から施設等への通所に要する交通費を最も経済的な経路の費用（障害者割引後）の助成を行っていますが、支給対象者のうち 1 名の通所交通費の支給が漏れていましたので、次のとおり報告します。

1 事案の概要

(1) 判明した日

令和元年 5 月 14 日（火）

(2) 事実確認

障害者施設等通所交通費助成は、障害者施設等に通所する障害者のうち、要件を満たした方へ通所に要する交通費を助成しているものです。この誤りは、今月 14 日に対象者の家族の方から「通所交通費の支給を平成 28 年 4 月分から平成 29 年 3 月分まで受けていたが、預金通帳を最近になり記帳したところ、平成 29 年 4 月分以降の入金が無いようだが、支給してもらえないのか」と問い合わせがあり、支払い実績等を確認した結果、未払いが判明したものです。

(3) 未払いとなった方への対応

対象者の家族の方には、5 月 17 日に電話し、平成 29 年 4 月分以降の未払いについてお詫びするとともに、今後の支払いに向けて事務処理中であることをお伝えしました。

(4) その後の経過

5月22日（水）	14時	議会へ報告
	15時	報道発表

2 原因等

通所施設から毎月提出される通所交通費通所日数等報告書に基づき、支払管理台帳で支払い処理を行っていましたが、平成29年度の管理台帳作成時に、職員の事務処理の誤りによって台帳から漏れてしまい、平成29年4月に導入した「障害者総合支援システム」への支給データの入力がなく、今日に至ったものです。

3 支給漏れの状況

支給漏れのあった人は、1名で、支給漏れの期間は平成29年4月から平成31年4月までで、対象金額は216,715円です。

なお、交通費の支給対象者は平成31年4月現在281名です。

4 今後の対応

「障害者総合支援システム」により、各種福祉サービスをシステムで一元管理していますが、新規・変更等の入力に漏れないように課内の意思疎通及び定期的な確認作業を徹底します。

また、対象となる通所施設からの報告・連絡体制を強化し支給漏れの無いように処理を行っていきます。

（事務担当は、医療給付担当です。
内線 2152・7）